

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課		検索番号	
法令名	道路法	根拠条項	第91条第1項		
許認可等	道路予定区域における土地の形質の変更等の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>承認工事審査基準</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>道路予定区域における許可を行うに当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該道路工事の施行時期</li> <li>・当該道路予定区域の権限の取得の時期及び方法</li> <li>・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容(構造、移転除去の難易度等を含む)及び期間</li> <li>・当該道路予定区域の従来の利用方法</li> </ul> <p>等を総合的に勘案して判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。</p> <p>なお、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には原則として許可するものとする。</p> <p>非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更</p> <p>法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質の変更</p> <p>既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>既に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更</p> <p>(その他)</p>					